

京都市市街地景観整備条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第102号

京都市市街地景観整備条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市街地景観整備条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条中「景観法施行規則（以下「省令」という。）別記様式第二による正本及び副本には、省令第19条第1項に定める書類のほか」を「条例第7条第4項に規定する別に定める図書は」に改め、「を添付するもの」を削る。

第5条各号列記以外の部分中「第11条第1項前段、第15条第2項、」を削る。

第9条の見出し中「違反工作物」を「違反建築物及び違反工作物」に改め、同条中「条例」を「景観法施行規則第22条に規定する市町村長が定める方法及び条例」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和に係る延長許可の申請）

第14条の2 景観法（以下「法」という。）第77条第3項本文の規定による許可の申請をしようとする者は、延長許可申請書（第8号様式の2）を市長に提出しなければならない。

第19条第1項中「景観法」を「法」に改め、同条第2項中「条例」を「法第71条第2項及び条例」に改める。

第8号様式の次に次の1様式を加える。

## 延長許可申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名) <span style="float: right;">㊟</span>

景観法第77条第3項の規定により延長の許可を申請します。

工事主その他の行為者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)							
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)		電話 -					
現場管理者	住所							
	氏名	免許 級建築士 登録第 号						
	建築士事務所名	免許 級建築士事務所 知事登録第 号						
		電話 -						
設計者	住所							
	氏名	免許 級建築士 登録第 号						
	建築士事務所名	免許 級建築士事務所 知事登録第 号						
		電話 -						
工事施工者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)							
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 許可 ( ) 第 号 <input type="checkbox"/> 知事						
		電話 -						
敷地	地名地番	京都市 区						
	面積	平方メートル						
存続させようとする建築物又は工作物の種別		景観法第77条 <input type="checkbox"/> 第1項 <input type="checkbox"/> 応急仮設建築物 <input type="checkbox"/> 第2項 <input type="checkbox"/> 応急仮設工作物	完了年月日 年 月 日					
設計又は施行方法の概要	応 急 仮 設 建 築 物				応 急 仮 設 工 作 物			
		申請部分	申請以外の部分	合計		申請部分	申請以外の部分	合計
	種類及び用途			種類及び用途				
	建築面積	㎡	㎡	㎡	水平投影面積	㎡	㎡	㎡
	延べ面積	㎡	㎡	㎡	高さ	メートル	メートル	メートル
	建築物の高さ	メートル	メートル	メートル	最上部の高さ	メートル	メートル	メートル
	塔屋等の高さ	メートル	メートル	メートル	仕上材料			
	最上部の高さ	メートル	メートル	メートル	色 彩			
	構造	(階)	(階)	(階)				
	屋根外壁	形状						
	仕上材料							
	色 彩							
	仕上材料							
	色 彩							

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第14号様式中「者は、」の右に「景観法第71条第1項の規定により立入検査を行い、又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局都市景観部都市景観課)